

談合情報対応マニュアル

第1 本マニュアルの趣旨及び対象

1 本マニュアルの趣旨

本町建設工事等の入札の公正を期し、入札談合に関する情報に対して、公正取引委員会との連携を図りつつ、迅速かつ統一的な対応を行うため、その具体的な手続きを定めるものとする。

2 本マニュアルの対象

本マニュアルの対象は、小坂町が発注する建設工事及び小坂町建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱別表1に掲げる業務に係る入札について把握した談合に関する情報とする。

第2 情報の確認及び信憑性の判断等の手続き

1 情報の確認

入札に付そうとする工事（業務）又は既に入札を執行した工事（業務）について、入札談合に関する情報を把握した場合、入札を執行する課の長は、談合情報報告書（様式第1号）等により当該情報の内容を整理するものとする。

2 報告及び指名審査会の招集

- (1) 前項の情報を確認した課の長は、直ちに指名審査会の長に報告するものとする。
- (2) 指名審査会の長は、前号により入札談合に関する情報に係る報告を受けた場合は、速やかに指名審査会を招集するものとする。

3 指名審査会による審議

- (1) 指名審議会は、別に定める判断基準等により、当該情報が信憑性を有する情報（以下「談合情報」という。）か否かについて審議するものとする。
- (2) 前号により談合情報として取扱うこととした場合は、第3以下の手続きにより対応するものとする。

4 公正取引委員会及び警察への通報等

建設課長は、前項第1号の審議の結果談合情報として取扱うこととした場合は、談合情報報告書（様式第1号）の写しを添付のうえ、直ちに公正取引委員会及び警察（以下「公正取引委員会等」という。）に通報（様式第2号）するとともに、指名審査会の長は、入札執行者に対し通知（様式第3号）するものとする。

第3-1 談合情報への具体的対応（入札執行前に談合情報を把握した場合）

1 事情聴取等

(1) 事情聴取等

- (ア) 入札執行者は、第2第4項の通知を受けた場合は、入札に参加しようとする者（以下第3-1において「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。なお、事情聴取は原則として、入札日の前日以前に行うものとする。
- (イ) 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知（様式第4号）するものとする。
- (ウ) 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書（「建設工

事等競争入札事務の取扱い」（様式第3号）以下同じ。）の提出を求めるものとする。

(エ) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式第5号）を作成し、誓約書の写し等を添付のうえ、直ちに指名審査会の長に報告（様式第6号）するものとする。

(2) 入札の延期

入札執行者は、入札執行までに事情聴取を実施する時間的余裕がない場合は、入札を延期することができるものとし、入札参加者に対してその旨を通知（様式第7号）するものとする。

2 事情聴取結果による審議等

(1) 指名審査会の招集

指名審査会の長は、前項第1号（エ）により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査会を招集するものとする。

(2) 事情聴取結果の審議

指名審査会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

指名審査会の長は、前号の審議の結果について入札執行者に通知（様式第3号）するものとする。

3 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(1) 入札の延期又は取止め

入札執行者は、指名審査会の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第13第1項により、入札を延期し、又は取止めるものとする。

(2) 公正取引委員会等への通報

建設課長は、前号により対応した場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付のうえ、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。

4 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

(1) 公正取引委員会等への通報

建設課長は、第2項第2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付のうえ、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者決定の保留

(ア) 入札執行者は、指名審査会の長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、入札参加者に対し、入札執行後明らかに談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に、入札を行うものとする。

(イ) 入札執行者は、(ア)により対応した場合、指名審査会の長から入札金額見積明細書（以下「入札内訳書」という。）の精査結果に係る審議の結果、談合の事実があったと認められない旨の通知を受けるまで、落札者の決定を保留するもの

とし、入札終了後にその旨入札参加者に説明するものとする。

(3) 入札内訳書の提出

前項の場合、建設工事にあつては、入札執行者は、第1回目の入札に際し、全ての入札参加者から入札内訳書を提出させるものとする。

(4) 入札内訳書の精査

入札執行者は、入札終了後、直ちに入札参加者全員の入札内訳書の精査を行うものとする。

(5) 入札内訳書等の報告

入札執行者は、入札内訳書を精査した後、当該入札内訳書の写し及び入札調の写しを添付して、指名審査会の長に報告(様式第6号)するものとする。この場合において、入札執行者は、指名審査会の長への送付に先立って、必要に応じ入札参加者に対して事情聴取を行うことができるものとする。

(6) 指名審査会の招集

指名審査会の長は、前項により入札内訳書の写し等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査会を招集するものとする。

(7) 入札内訳書の精査結果による審議

指名審査会は、入札内訳書の精査結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(8) 審議結果の通知

指名審査会の長は、前項による審議結果を入札執行者に通知(様式第3号)するものとする。

(9) 入札内訳書の精査結果による審議において、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(ア) 入札の無効

入札執行者は、指名審査会の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第17第5号により入札を無効とするものとする。

(イ) 公正取引委員会等への通報

建設課長は、前号により対応した場合は、入札調の写し及び入札内訳書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に通報(様式第2号)するものとする。

(10) 入札内訳書の精査結果による審議において、談合の事実があったと認められない場合の対応

(ア) 落札者の決定

入札執行者は、審査会の長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第19により落札者を決定するものとする。

(イ) 公正取引委員会等への通報

建設課長は、前号により対応した場合は、入札調の写しを添付して、速やかに公正取引委員会等に通報(様式第2号)するものとする。

第3-2 談合情報への具体的対応(入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合)

1 事情聴取等

- (1) 入札執行者は、第2第4項の通知を受けた場合は、入札に参加した者（入札辞退者を含む。第3-2及び第3-3において「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うものとする。
- (2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知（様式第4号）するものとする。
- (3) 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書の提出を求めるものとする。
- (4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式第5号）を作成し、誓約書の写しを添付のうえ、直ちに指名審査会の長に報告（様式第6号）するものとする。

2 事情聴取結果による審議等

- (1) 指名審査会の招集
指名審査会の長は、前項第4号により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査会を招集するものとする。
- (2) 事情聴取結果の審議
指名審査会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。
- (3) 審議結果の通知
指名審査会の長は、前号の審議の結果について入札執行者に通知（様式第3号）するものとする。

3 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 入札の無効
入札執行者は、指名審査会の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「建設工事等競争入札事務の取扱い」第17第5号により入札を無効とするものとする。
- (2) 公正取引委員会等への通報
建設課長は、前号により対応した場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。

4 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

建設課長は、第2項2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。

第3-3 談合情報への具体的対応（契約締結後に談合情報を把握した場合）

1 事情聴取等

- (1) 入札執行者は、第2第4項の通知を受けた場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。
- (2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合は、入札参加者全員に通知（様式第4号）するものとする。
- (3) 入札執行者は、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取対象者に誓約書の提出を求め

るものとする。

- (4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式第5号）を作成し、誓約書の写しを添付のうえ、直ちに指名審査会の長に報告（様式第6号）するものとする。

2 事情聴取結果による審議等

(1) 指名審査会の招集

指名審査会の長は、前項第4号により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに指名審査会を招集するものとする。

(2) 事情聴取結果の審議

指名審査会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

指名審査会の長は、前号の審議の結果について、入札執行者及び契約担当者に対し通知（様式第3号）するものとする。

3 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

(1) 契約の解除

契約担当者は、指名審査会の長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

(2) 公正取引委員会等への通報

建設課長は、第2項第2号の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。また、契約担当者が契約を解除した場合は、その旨報告するものとする。

4 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

建設課長は、第2項2号の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、事情聴取書（様式第5号）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会等に通報（様式第2号）するものとする。

第4 個別の手続き等

第2及び第3に定める手続きは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 指名審査会の会議

指名審査会の長は、緊急を要するため指名審査会の会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって指名審査会の会議に代えることができるものとする。

2 公正取引委員会等への通報等

- (1) 公正取引委員会等への通報等を行った場合は、通報等の内容について公正取引委員会等からの問合せがあることも予想されるため、指名審査会の事務局は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

- (2) 公正取引委員会等へは、手続きの各段階で談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札調の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後に一括して送付できるものとする。

3 事情聴取

(1) 事情聴取は、入札執行課において、当該課の長又はそれに準じる者等複数の職員で行うものとする。

(2) 事情聴取は、談合情報報告書（様式第1号）等を参考とした項目について聴き取りを行うものとする。

4 誓約書の提出等

誓約書については、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する旨を予め事情聴取の対象者に告知したうえで、事情聴取の終了後、直ちに事情聴取の対象者に自主的に提出させるものとする。

5 入札内訳書の確認

提出された入札内訳書については、入札執行者が入札執行後直ちに談合の形跡がないかを入念に確認し、確認終了後においても返却しないものとする。

6 入札の執行

第3-1第4項第2号（ア）の「入札を無効とする旨の注意」及び（イ）の「落札者の決定を保留する旨の説明」は、別に定めるところにより行うものとする。

7 報道機関等への対応

報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合は、原則として入札執行者が対応するものとする。また、その際、談合情報については、本マニュアルに沿って手続きを進めている旨を明らかにするものとする。

附 則

本マニュアルは、平成19年8月1日より施行する。

附 則

本マニュアルは、平成28年12月1日より施行する。

附 則

本マニュアルは、令和5年11月1日より施行する。

(様式第1号)

談 合 情 報 報 告 書

情報を受けた日時等	年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 入札執行前 <input type="checkbox"/> 入札執行後契約前 <input type="checkbox"/> 契約後
番号・工事(業務)名	
工事(業務)場所	
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	<input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他 (役職・氏名等)
受信者の職・氏名	
情報提供手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道
情報内容	
応答の概要	
特記事項	
本件の問合せ先	

- (注) 1 には、該当事項に✓印を記入すること。
2 情報に係る書面、新聞記事等関連資料を添付すること。
3 入札執行前は指名業者一覧表、入札執行後は入札調を添付すること。
4 特記事項には、同様の情報の他機関への提供状況や報道機関からの取材の状況等について記入すること。

公正取引委員会事務総局
審査部管理企画課第一情報管理室長 様
秋田県警察本部
刑事部捜査課長 様

建設課長

談合情報について（報告）

次の工事（業務）の入札について寄せられた談合情報に関し、次のとおり報告します。

1 工事（業務）名等

- (1) 工事（業務）名
- (2) 工事（業務）番号
- (3) 工事場所

2 情報の信憑性、談合の事実の有無等

--

3 送付する資料等

- 談合情報報告書（写）
- 事情聴取書（写）
- 誓約書（写）
- 入札調（写）
- 入札金額見積明細書（写）
- 入札に関する連絡（無効・延期・取消し）
- その他（契約解除等）

※ 2については、次の記載例を参考に記入すること。また、3については、該当事項に
✓印を記入すること。

様式第2号「2 情報の信憑性、談合の事実の有無等」の記載例

1 談合情報が寄せられた旨通報する場合の記載例（本マニュアル第2第4項該当）

1の工事について寄せられた情報については、信憑性を有すると判断し、今後、入札参加（予定）者全員に対する事業聴取を行う予定である。

2 入札執行前に寄せられた談合情報について、事情聴取の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3-1第3項第2号又は第4項第1号該当）

入札執行前に談合情報が寄せられた1の工事について、入札参加予定者全員に対する事情聴取を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を取止めた（談合の事実があったと認められなかったので、入札を執行することとした。）。

3 入札金額見積内訳書の精査結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3-1第4項第9号（イ）又は第10号（イ）該当）

入札執行前に談合情報が寄せられた1の工事について、契約書の提出を求めたうえで入札を執行したが、入札金額見積内訳書の精査の結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を無効とした（談合の事実があったと認められなかった）。

4 入札執行後契約締結前に寄せられた談合情報について、事情聴取の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3-2第3項第2号又は第4項該当）

入札執行後契約前に談合情報が寄せられた1の工事について、入札参加者全員に対する事情聴取を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、入札を無効とした（談合の事実があったと認められなかった）。

5 契約締結後に寄せられた談合情報について、事情聴取の結果等を報告する場合の記載例（本マニュアル第3-3第3項第2号又は第4項該当）

契約後に談合情報が寄せられた1の工事について、入札参加者全員に対する事情聴取を行った結果、明らかに談合の事実があったと認められたので、契約を解除した（談合の事実があったと認められなかった）。

入札執行者 様
(契約担当者)

指名審査会長

談合情報に係る指名審査会の審議結果について (通知)

次の工事 (業務) に係る指名審査会の審議の結果は、次のとおりです。

1 工事 (業務) 名等

- (1) 工事 (業務) 名
- (2) 工事 (業務) 番号
- (3) 工事場所

2 審議結果

- (1) 談合に関する情報についての信憑性の判断
当該情報を「談合情報」として取扱い、「談合情報対応マニュアル」第 3 - 1 以下の手続きによることとした。
- (2) 事情聴取結果についての審議
 - 明らかに談合の事実があったと認められる。
 - 談合の事実があったと認められない。
- (3) 入札金額見積内訳書の精査結果についての審議
 - 明らかに談合の事実があったと認められる。
 - 談合に事実があったと認められない。

※ 2 については、該当事項に ✓ を記入すること。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

入札参加者 様

入札執行者

事情聴取について（通知）

不穏当な情報が寄せられた 工事（業務）について、下記のとおり事情をお聴きしたいので、代表権のある社長又は社長に次いで責任のある方の出席をお願いします。

記

- 1 日 時 年 月 日（ ）
- 2 場 所
- 3 その他 身分を確認できるもの（名刺等）を持参してください。
見積内訳明細書を提出していただきますので、持参してください。（見積内訳明細書の提出を求める場合）

(様式第5号)

事 情 聴 取 書

- 1 工事（業務）名
- 2 建設業者名
- 3 聴取を受けた者
- 4 聴取を行った者
- 5 聴取の日時 年 月 日（ ）
- 6 聴取の場所

質 問 事 項	聴 取 内 容

※ 事情聴取対象者名簿及び当該対象者の身分を明らかにするもの（名刺等）の写しを添付すること。

(様式第6号)

番
年 月 日

指名審査会長 様

入札執行者

談合情報に関する資料について(報告)

次の工事(業務)の入札に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり報告します。

- 1 工事(業務)名等
 - (1) 工事(業務)名
 - (2) 工事(業務)番号
 - (3) 工事場所

- 2 送付する資料等
 - 事情聴取書
 - 誓約書(写)
 - 入札調(写)
 - 入札金額見積明細書(写)
 - その他()

- 3 情報聴取の結果
 - 談合の事実が確認された。
 - 談合の事実は確認されなかった。

- 4 入札金額見積明細書の精査の結果
 - 談合の事実が確認された。
 - 談合の事実は確認されなかった。

※ 2～4については、該当事項に ✓印を記入すること。

(様式第7号)

番 号
s 年 月

日

入札参加者 様

入札執行者

入札の取止め（延期）について（通知）

次の工事（業務）について、入札を取止める（延期する）ので、通知します。
※なお、入札日が確定次第お知らせします。

（※は延期の場合）

記

工事（業務）番号

工事（業務）名

取止め（延期）の理由